令和７年度（2025年度）
大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果
（概要）

令和８年８月４日　公表

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

調査概要

独立行政法人 日本学生支援機構 JASSO Japan Student Services Organization

○　日本学生支援機構では、平成17年度（2005年度）から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を行い、その結果を公表している。調査対象は、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校であり、大学は専門職大学、大学院、大学院大学及び専攻科のほか、通信制も含んでいる（以下「大学等」という。）。
○　主な調査項目は、障害のある学生の在籍状況、入学者選抜の状況、卒業後の進路のほか、大学等における障害学生支援に関する体制等や取組状況などである。

実態調査の概要

調査機関：独立行政法人日本学生支援機構

調査対象：国公私立の大学（学部・大学院）、短期大学及び高等専門学校（大学及び短期大学は、通信制を含む。）

調査方法：悉皆調査

調査期日：各年5月1日現在

調査項目：①障害学生数　②支援障害学生数及び合理的配慮提供学生数　③障害学生支援の実施状況
④障害学生支援に関する体制等　⑤障害学生支援に関する取組の状況
⑥入学者選抜に関する配慮及び入学者数等　⑦障害学生の卒業後の進路　等

用 語 の 定 義

障 害 学 生 ：障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生

支援障害学生：障害学生のうち大学等が修学のための支援を提供する対象としている学生

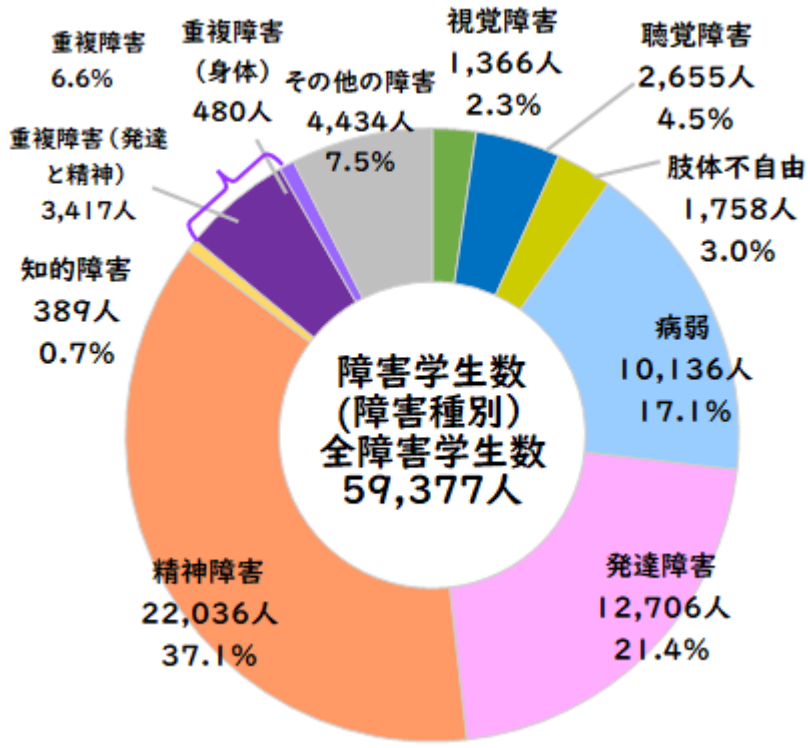
合理的配慮提供学生：支援障害学生のうち当該支援障害学生からの申出に基づいて大学等が合理的配慮を提供する対象としている学生

Ⅰ．障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数

（１）障害学生数

○　令和７年度（2025年度）において大学等に在籍する障害学生数は59,377人である。
○　障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の22,036人、「発達障害」の12,706人、「病弱」の10,136人となっている。
○　「発達障害」、「精神障害」、「知的障害」及び「発達障害と精神障害の重複」を合わせると、全障害学生数の64.9%を占めている。

図Ⅰ－１　障害種別の障害学生数



視覚障害：盲、弱視、その他の視覚障害
聴覚障害：聾、難聴、その他の聴覚障害
肢体不自由：上肢不自由、下肢不自由、上下肢不自由、その他の肢体不自由
病弱（小区分なし）
発達障害：自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）
　　限局性学習症（SLD）、発達障害の重複、その他の発達障害

精神障害：統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、
　　精神障害の重複、その他の精神障害
知的障害（小区分なし）
重複障害：身体障害の重複、発達障害と精神障害の重複

１．障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数
（２）障害種別の支援障害学生数の推移と合理的配慮提供学生数

○　支援障害学生を障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の16,229人、「発達障害」の9,224人、「病弱」の5,277人となっている。
　また、重複障害のうち「発達障害と精神障害の重複」は2,915人である。
○　全体に占める「精神障害」の割合が39.4%、「発達障害」の割合が22.4%であり、「発達障害」、「精神障害」、「知的障害」及び「発達障害と精神障害の重複」を合わせた支援障害学生の割合は69.4%となる。
○　令和７年度の支援障害学生数は41,238人であり、障害学生数に占める割合（障害学生支援率）は69.5%である。
　なお、支援障害学生の内数である合理的配慮提供学生数は30,667人で、障害学生数に占める割合は51.6%である。
　支援障害学生数に占める合理的配慮提供学生数の割合は74.4%となっている。

図１－２－１　障害種別の支援障害学生数の推移

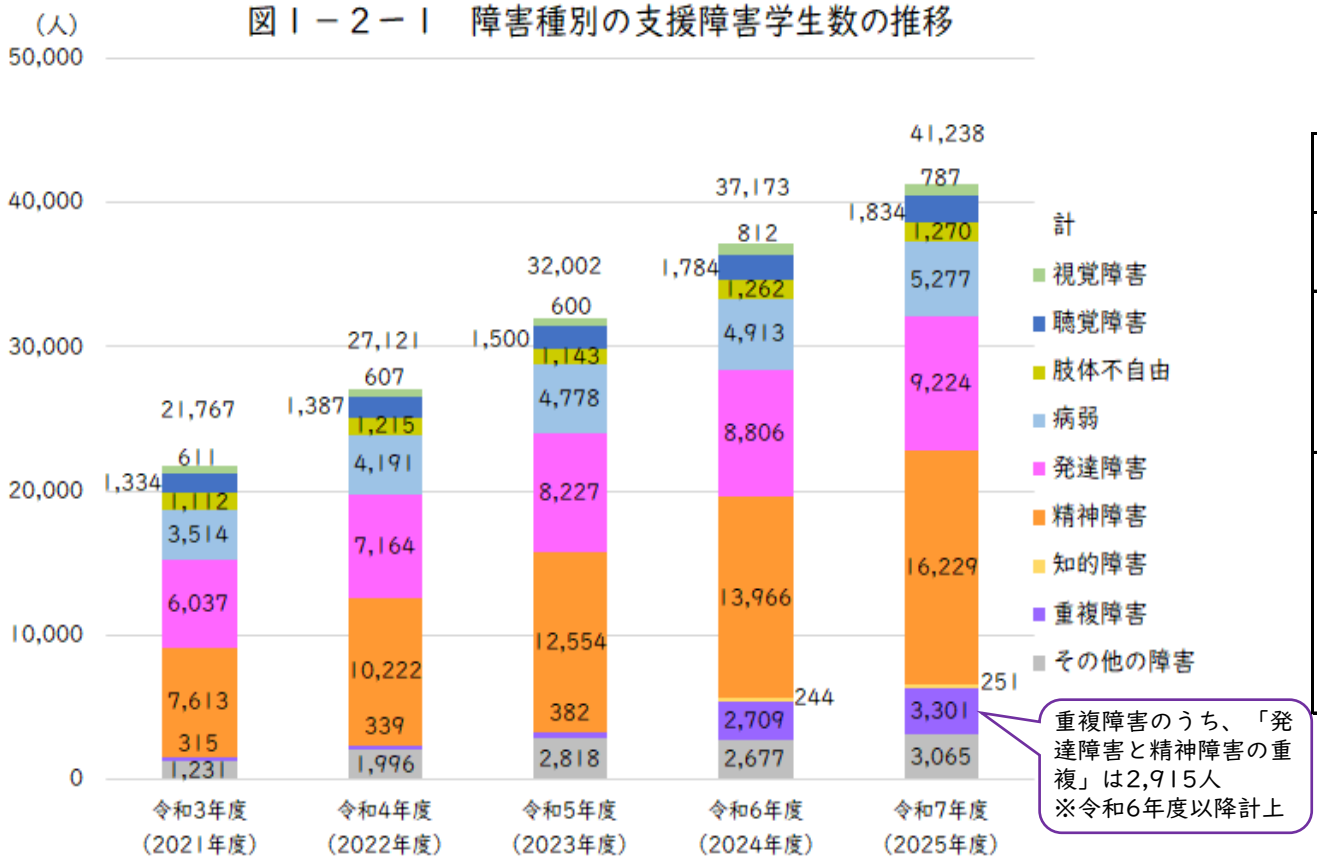


表１－２－２
支援障害学生数、合理的配慮提供学生数
及び障害学生数に占めるそれぞれの割合

年度	令和７年度（2025年度）
障害学生数	59,377人
支援障害学生数	41,238人
障害学生支援率（支援障害学生数/障害学生数）	69.5%
合理的配慮提供学生数	30,667人
障害学生数に占める合理的配慮提供学生数割合	51.6%
支援障害学生数に占める合理的配慮提供学生数	74.4%

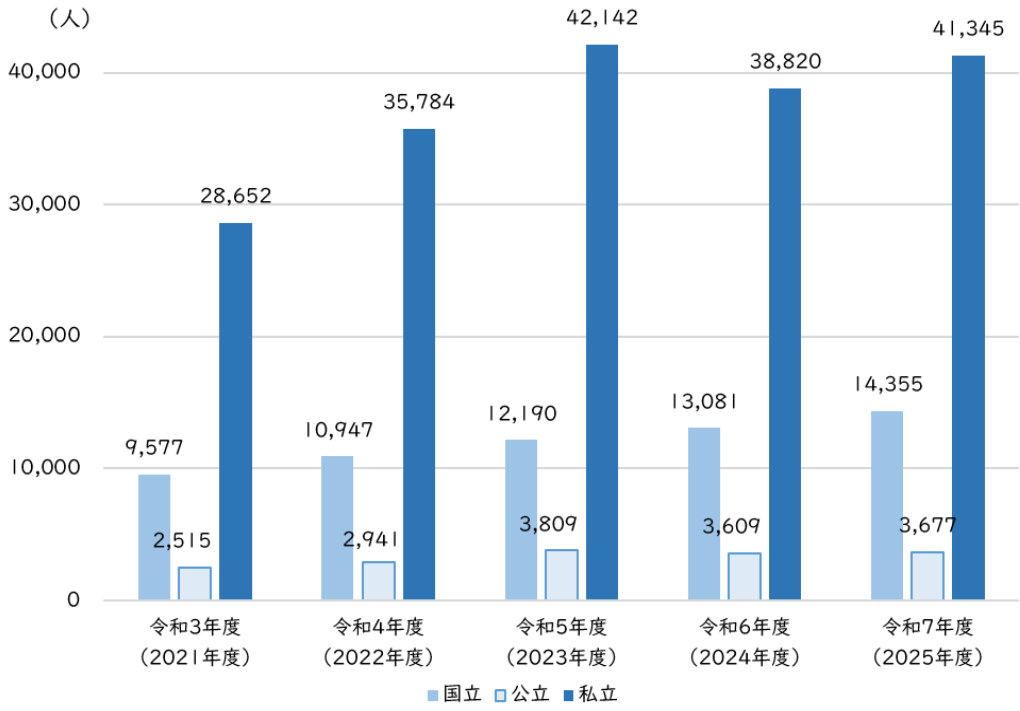
Ⅰ．障害学生数、支援障害学生数、合理的配慮提供学生数
（３）設置者別の障害学生数と支援障害学生数の推移

独立行政法人 日本学生支援機構 JASSO Japan Student Services Organization

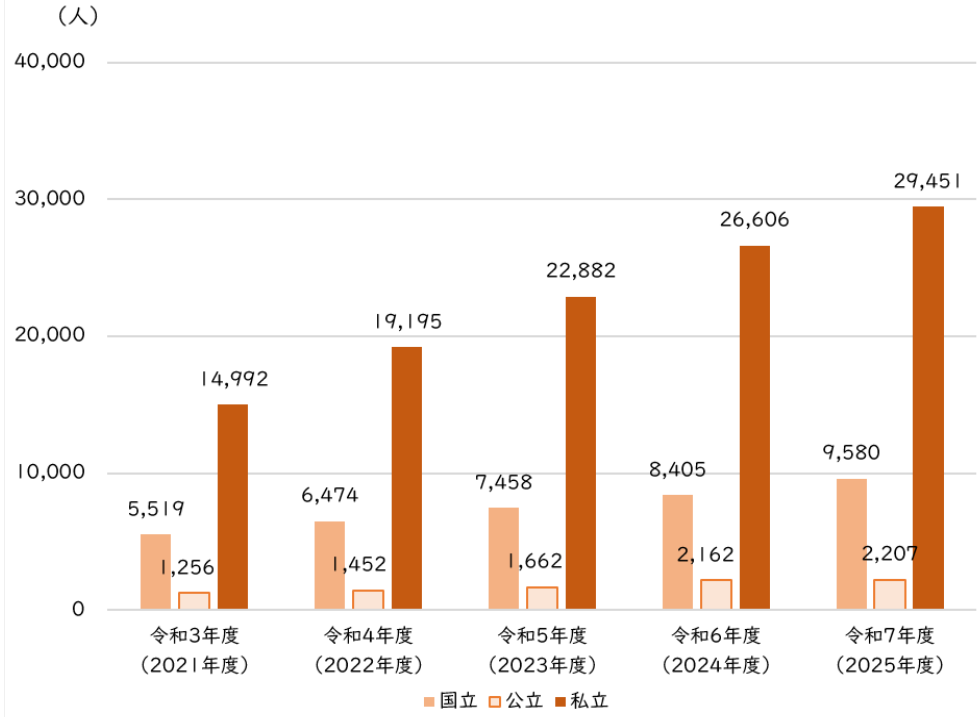
○　障害学生数を設置者別で見ると、国立が14,355人、公立が3,677人、私立が41,345人となっている。

○　支援障害学生数を設置者別で見ると、国立が9,580人、公立が2,207人、私立が29,451人となっている。

図Ⅰ－３－１　設置者別の障害学生数の推移



図Ⅰ－３－２　設置者別の支援障害学生数の推移



障害学生在籍率（障害学生数／学生数）　（%）

国立	1.50	1.72	1.92	2.04	2.23
公立	1.50	1.73	2.22	2.07	2.08
私立	1.18	1.47	1.73	1.60	1.70

障害学生支援率（支援障害学生数／障害学生数）　（%）

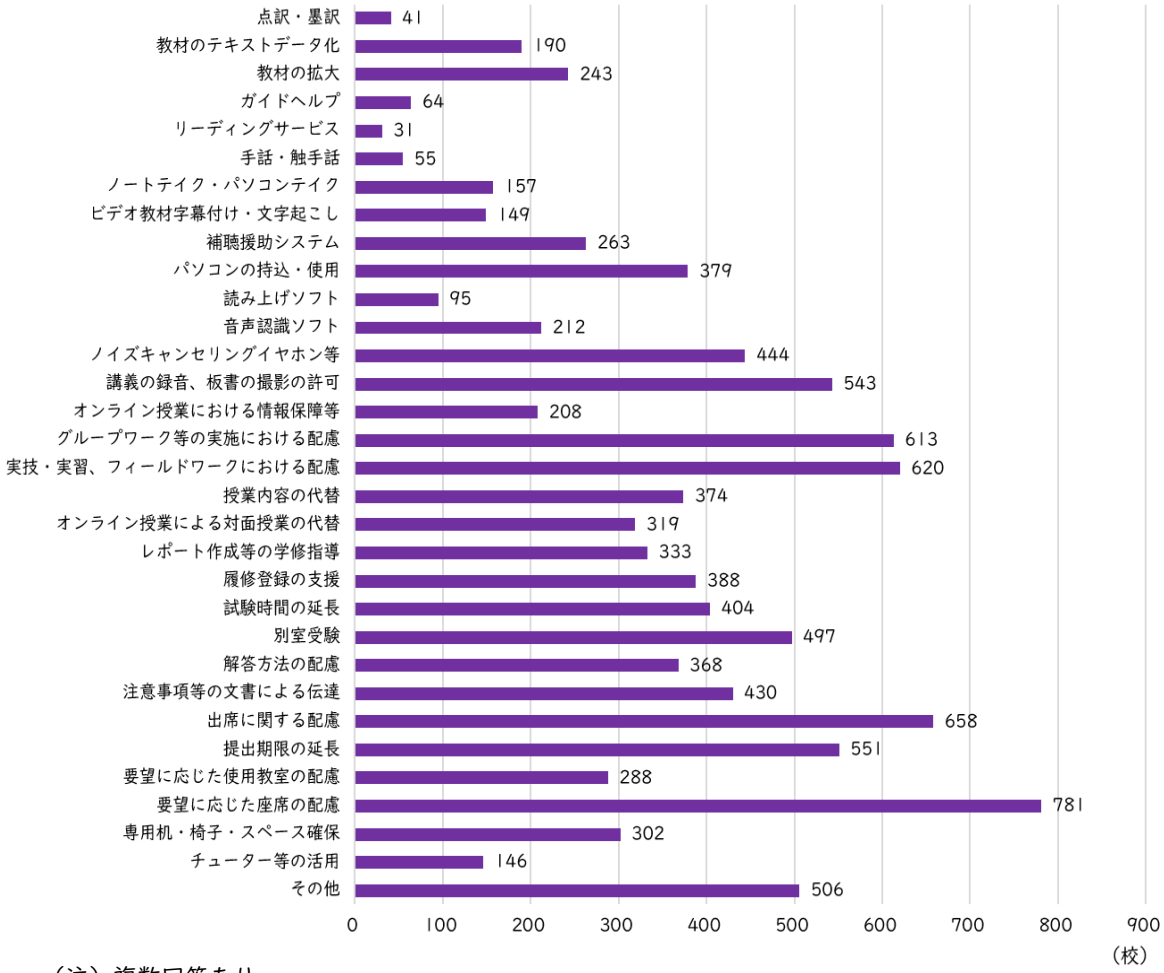
国立	57.6	59.1	61.2	64.3	66.7
公立	49.9	49.4	43.6	59.9	60.0
私立	52.3	53.6	54.3	68.5	71.2

2．支援の実施状況

○　障害学生に対する支援の内容について、各大学等から回答があったものを見ると、授業支援として最も多いのが「要望に応じた座席の配慮」である。
○　これに続いて、「実技・実習、フィールドワークにおける配慮」、「出席に関する配慮」、「グループワーク等の実施における配慮」などが多くなっている。

○　授業以外の支援として、各大学等において「学生生活支援」、「社会的スキル指導・助言」、「保健管理・生活支援」などに関する内容が行われている。

図２－１　授業支援



（注）複数回答あり

表２－２　授業以外の支援

（校）

授業以外の支援		実施校数
学生生活支援	専有スペースの確保・利用	190
	通学支援	204
	個別支援情報の収集	244
	情報取得の支援	249
	障害学生支援担当部署等による定期的な面談、相談対応	535
社会的スキル指導・助言	自己管理指導	328
	対人関係スキル指導・相談	307
	日常生活支援	177
保健管理・生活支援	専門家によるカウンセリング	521
	医療機器、薬剤の保管等	119
	休憩室・治療室の確保等	389
	生活介助	44
	介助者の入構、入室許可	162
その他		261

3．障害学生支援に関する体制等

○　障害学生支援に関する体制等について、「支援の申出等に関する対応手順」を定めた大学等の増加が目立つほか、「障害者差別解消法に関する対応要領等」がある大学等や「障害学生の支援の申出窓口」を設ける大学等の増加が見られる。
○　また、「障害学生支援担当部署の設置状況」と「障害学生支援担当者の配置状況」について、それぞれ専門部署・機関を設置している大学等と専任の支援担当者を配置している大学等が増加している。

障害者差別解消法に関する対応要領等	対応要領又は基本方針、規程等がある。	89.8%（前年度比3.5ポイント増）
専門委員会等の設置状況	専門委員会を設置している。	54.8%（前年度比3.0ポイント増）
	他の委員会が対応している。	39.9%（前年度比2.4ポイント減）
障害学生支援担当部署の設置状況	専門部署・機関を設置している。	31.5%（前年度比1.2ポイント増）
	他の部署・機関が対応している。	66.4%（前年度比0.5ポイント減）
障害学生支援担当者の配置状況	専任の支援担当者を配置している。　※専任/兼任両方配置を含む。	30.4%（前年度比2.3ポイント増）
	兼任の支援担当者を配置している。	66.9%（前年度比1.8ポイント減）
障害学生支援担当者の専門性	・専任スタッフが有する資格では心理系の資格が最も多く、同資格を有する教員を配置しているのは76校、職員を配置しているのは164校	
紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況	第三者的視点で調整を行う機関がある、又は他の機関で対応するなど何らかの組織的対応をしている。	54.6%（前年度比1.6ポイント増）
障害学生の支援の申出窓口	支援の申出等の相談に対応する窓口がある。	95.2%（前年度比1.3ポイント増）
支援の申出等に関する対応手順	対応手順を規定した文書がある、又は対応要領等に手順が記載されている。	82.2%（前年度比5.0ポイント増）
施設の整備状況	・整備されているものには「エレベーター」、「バリアフリートイレ」、「車椅子移動等に必要なスペースの確保」、「専用駐車場」が多い。	

４．障害学生支援に関する取組の状況

○　障害学生支援に関する取組の状況について、
（１）研修等の実施では、教員向け、職員向けともに50%以上の大学等で実施されている。
（２）支援情報の提供では、HPで一般に公開している大学等が最も多くなっている。
（３）キャリア教育・就職支援では75.0%、（４）学外機関との連携では67.2%の大学等が何らかの取組を実施している。

図４－１　（１）研修等の実施

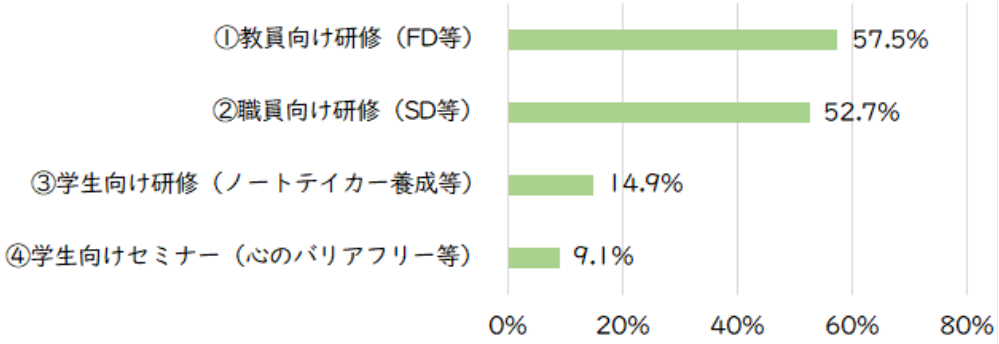


図４－２　（２）支援情報の提供

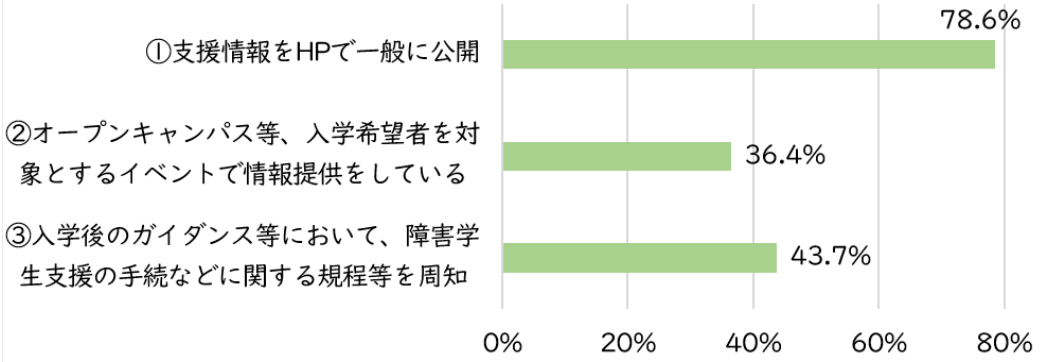


図４－３　（３）キャリア教育・就職支援

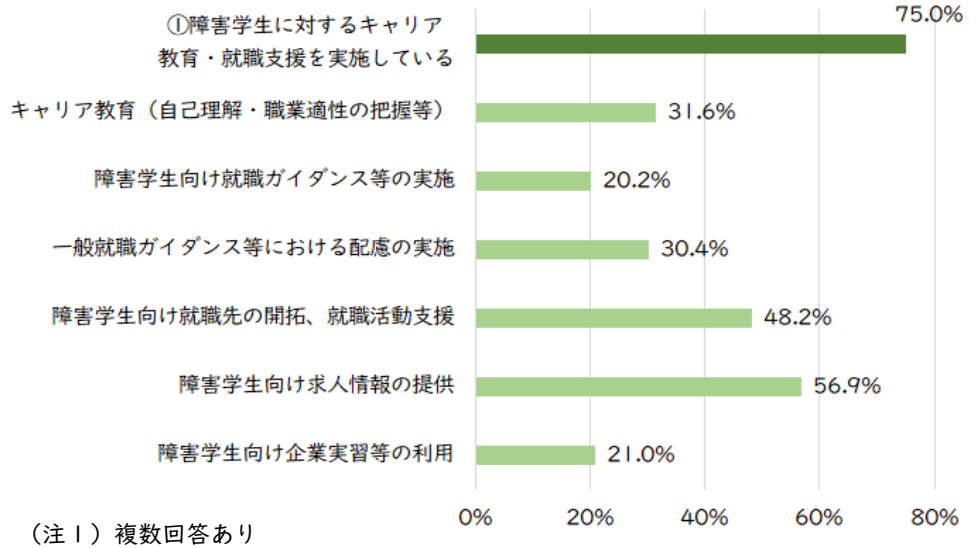
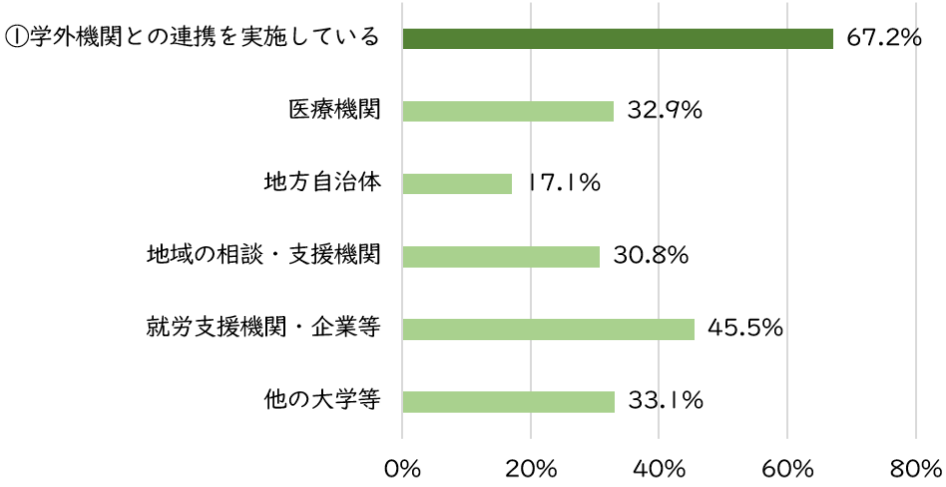


図４－４　（４）学外機関との連携



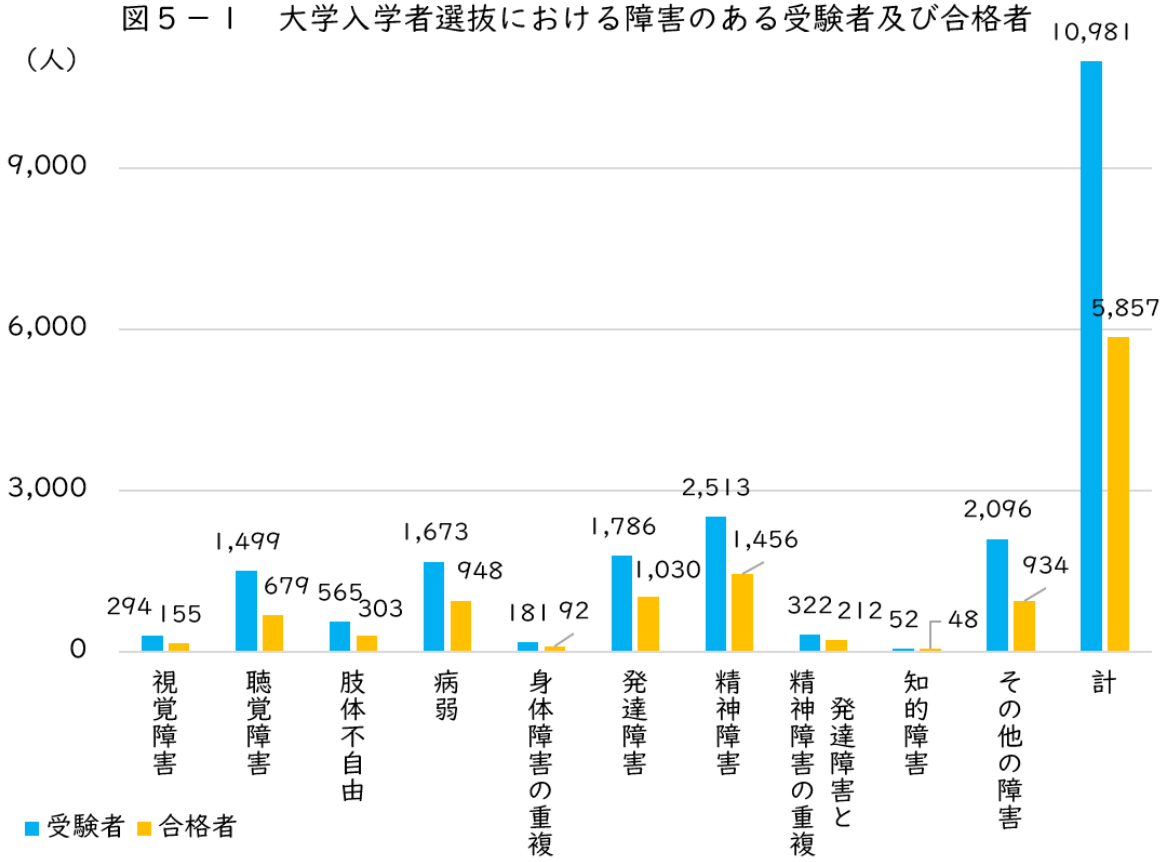
（注１）複数回答あり
（注２）図４－３及び４－４において、薄緑色のグラフはそれぞれ①の内訳

5．入学者選抜に関する配慮及び入学者数等

（１）入学者選抜における障害のある受験者及び合格者（大学）

○　障害のある生徒の受入れに関する配慮及び入学者数等について、令和７年度（2025年度）の大学入学者選抜における障害のある受験者は10,981人で、合格者は5,857人である。

図５－１　大学入学者選抜における障害のある受験者及び合格者



（注）受験者、合格者は延べ数である。

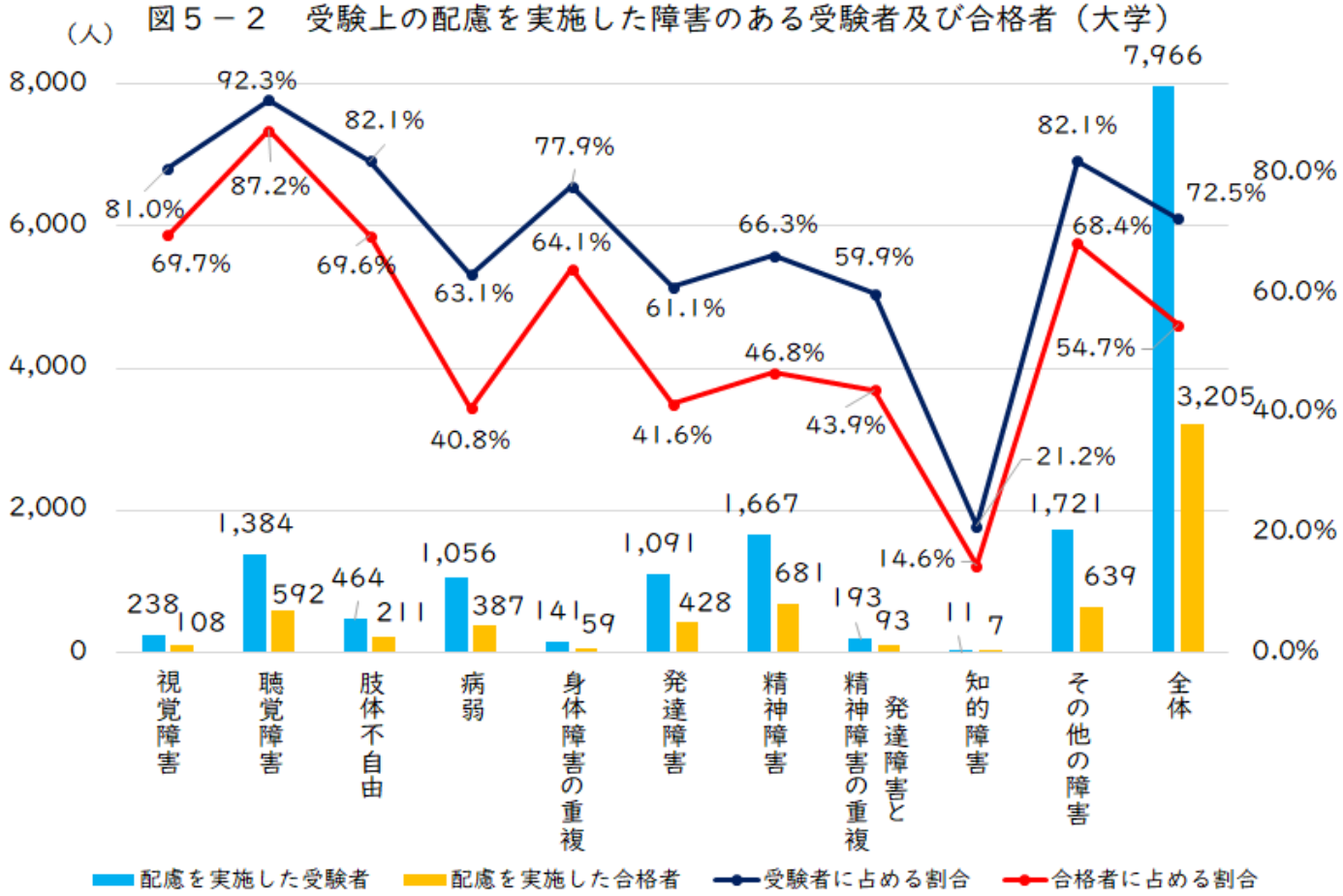
○　障害種別で見ると、「視覚障害」の受験者が294人、合格者が155人、「聴覚障害」の受験者が1,499人、合格者が679人、「肢体不自由」の受験者が565人、合格者が303人、「病弱」の受験者が1,673人、合格者が948人、「発達障害」の受験者が1,786人、合格者が1,030人、「精神障害」の受験者が2,513人、合格者が1,456人である。

５．入学者選抜に関する配慮及び入学者数等

（２）受験上の配慮を実施した障害のある受験者及び合格者（大学）

○　令和７年度（2025年度）の大学入学者選抜における障害のある受験者と合格者のうち、受験上の配慮を実施した者の数は、それぞれ7,966人、3,205人である。
○　受験上の配慮を実施した受験者を障害種別で見ると、「聴覚障害」や「精神障害」、「その他の障害」が比較的多いが、障害のある受験者に占める割合から見ると、「聴覚障害」、「肢体不自由」、「身体障害の重複」が高くなっている。

図５－２　受験上の配慮を実施した障害のある受験者及び合格者（大学）

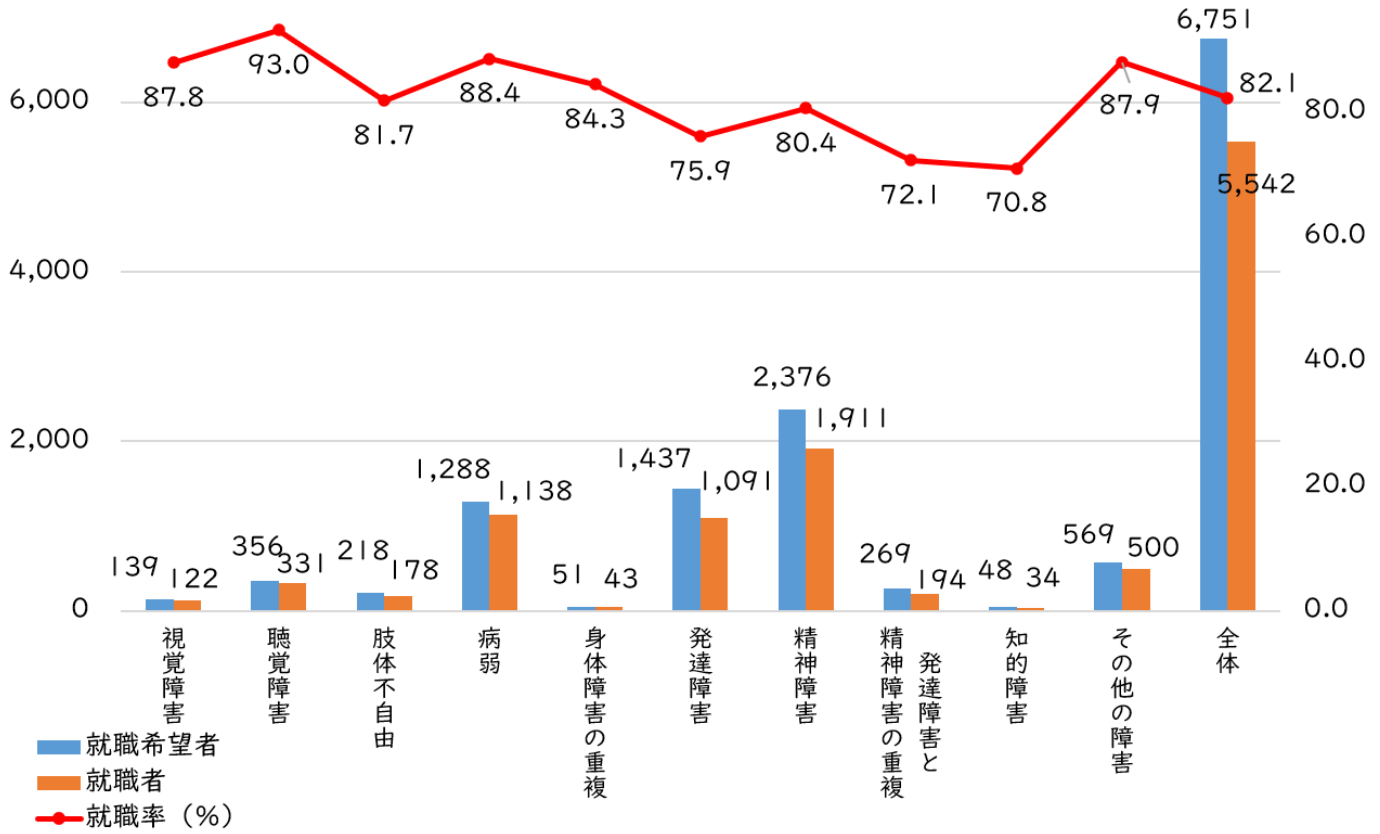


（備考）受験上の配慮の具体的な内容として、大学、短期大学、高等専門学校から「要望に応じた座席の指定」、「別室の設定」、「補聴器又は人工内耳の装用、補聴援助システム等の利用」などの回答が挙がっている。

6．障害学生の卒業後の進路

○　障害学生の就職の状況について、障害学生の就職希望者数は全体で6,751人、就職者数は全体で5,542人で、就職率は82.1％である。

図６　大学、短期大学及び高等専門学校の障害学生の就職希望者、就職者及び就職率



（注１）就職希望者及び就職者は、それぞれ大学、短期大学及び高等専門学校における就職希望者及び就職者を合わせた人数である。
（注２）就職率は、就職希望者に占める就職者の割合を表す。

○　障害種別で見ると、「視覚障害」の就職希望者数が139人、就職者数が122人、「聴覚障害」の就職希望者数が356人、就職者数が331人、「肢体不自由」の就職希望者数が218人、就職者数が178人、「病弱」の就職希望者数が1,288人、就職者数が1,138人、「発達障害」の就職希望者数が1,437人、就職者数が1,091人、「精神障害」の就職希望者数が2,376人、就職者数が1,911人である。